

## 八尾市商店街街路灯電気料金補助金交付要綱

令和4年4月1日 制定

(趣 旨)

第1条 この要綱は、補助金を効果的、効率的に運用し、八尾市補助金交付規則（平成16年八尾市規則第26号。以下「規則」という。）に基づき、補助金の交付基準、手続き等を明らかにすることにより、公平性、公正性、透明性を確保し、予算の範囲内でより適正な補助金の交付及び執行を図るため策定する。

(補助金の名称)

第2条 補助金の名称は、八尾市商店街街路灯電気料金補助金（以下「補助金」という。）と称する。

(補助目的)

第3条 商店街の街路灯が、市の商業振興並びに防犯及び交通安全に寄与していることをかんがみ、当該街路灯の電気料金の一部を補助することにより、地域住民の利便性、快適性、安全性等を高めるとともに、商店街等の活性化に寄与することを目的とする。

(補助対象団体)

第4条 補助の対象となる団体は、次に掲げるものであり、八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員または暴力団密接関係者に該当しないものとする。

- (1) 事業協同組合
- (2) 商店街振興組合
- (3) 前2号に準ずるもので市長が適当と認める団体

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、前条に規定する補助対象団体が維持管理を行う次に掲げる施設の電気料金とする。ただし、消費税（地方消費税を含む。）に相当する額及び当該電気料金に対し八尾市または他の公的機関等から補助金等の交付を受けている場合、その額については補助対象経費から除く。

- (1) 街路灯及びこれと同様の機能を有する電灯
- (2) アーケードに付属する電灯
- (3) アーチに付属する電灯

2 補助対象経費となるのは、第7条に規定する補助金の申請を行う年度の4月1日から12月31日までの期間に、支払い期限（前年度中に支払い期限が到来していたが滞納等により支払期限の延長を受けている場合を除く。）が到来し、同期間内に、その支払いを行った電気料金とする。ただし、最大で9ヶ月分相当に限る。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は予算の範囲内において、前条の補助対象経費に2分の1以内の率を乗じて得た額又は補助限度額15万5千円のいずれか低い額とし、100円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てるものとする。

2 前項に定める補助対象経費に乗じる2分の1以内の率については、予算の範囲内で年度ごとに決定することとする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金交付申請者」という。）は、八尾市商店街街路灯電気料金補助金交付申請書（様式第1号）、商店街街路灯設置状況表（様式第1号—1）及び申請額算定書兼実施事業内訳書・事業実施報告（様式第1号—2）に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 本年度の支払を証明する書類の写し
- (2) 定款（任意団体にあつては会則）並びに役員及び会員名簿
- (3) 申告書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の申請期間等)

第8条 補助金の申請期間は、第5条に規定する補助対象経費を支払った日の属する年度の1月1日から1月31日までとする。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、第6条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付又は不交付を決定したときは、補助金交付申請者に対し、八尾市商店街街路灯電気料金補助金交付決定通知書（様式第2号）又は八尾市商店街街路灯電気料金補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達するため必要があると認めるときは、本補助金交付の決定を受けた者（以下、「補助金交付決定者」という。）に対し条件を付することができる。

(補助金の請求)

第10条 補助金交付決定者は、前条第2項に規定する八尾市商店街街路灯電気料金補助金交付決定通知書を受けた後、速やかに八尾市商店街街路灯電気料金補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(決定の取消)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者（以下、「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、報告または不正の手段によって補助金の交付を受けたとき
- (2) 第9条第3項において付した条件に従わないとき
- (3) その他、市長が補助金交付決定を取り消すことが適当と認めるとき

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条に規定する補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定め、補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(加算及び延滞金)

第 14 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、規則第 22 条第 1 項から第 4 項及び第 6 項の規定に基づき加算金及び延滞金を納付しなければならない。

3 市長は、やむを得ない事業があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(委 任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、魅力創造部長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する